

「による地域の活性化」特集II

平成23年3月から6次産業化法が施行されます。
沖縄の地域資源を活用した農山漁村の6次産業化の推進により、新たな雇用と所得を確保し、地域の活性化を目指します。

① 6次産業化の必要性

我が国の農林漁業及び農山漁村は、農林水産物の価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等様々な問題に直面しており、活力が著しく低下しています。

このような中、農山漁村では、生産・加工・販売の一体化、輸出促進等の市場拡大等を体系的に実施することにより、6次産業化を推進し、新たな付加価値や人材の創出、雇用と所得を確保し、若者や子供も定住できる地域社会を実現することが必要とされています。

具体的な取組としては、

- ① 地域産物を使った食品等の開発・販売や農産物直売所の運営
- ② 農家民泊の開業や農村体験の受け入れ
- ③ 農商工連携等を通じた新素材や新商品の開発

② 「6次産業化法」の制定

- ④ 稲わら等の未利用資源や食品残さ等のバイオマス活用
- ⑤ 太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーの利用拡大等が考えられます。

国は、農山漁村の6次産業化を推進するため、平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法）」を制定しました。

6次産業化法は、農林漁業者等が、農林水産物やバイオマス等の副産物の生産とその加工または販売を一体的に行う事業活動（総合化事業活動）に関する計画（総合化事業計画）を作成し、国からの認定を受けた場合に、
・ 農業改良資金融通法の特例
・ 農地法の特例

「農山漁村の6次産業化」とは
生産から加工、販売までを一体的にとらえ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水景観等その他の資源を有効に活用して新たな価値を相乗的に生み出すものです。

1次産業（農林漁業）
×
2次産業（製造業等）
×
3次産業（小売業等）
＝
6次産業



等の支援を受けることができます。
また、民間事業者等が、総合化事業活動に資する研究開発やその成果の利用を行う事業活動に関する計画（研究開発・成果
利用事業計画）を作成し、国からの認定を受けた場合に、
・ 種苗法の特例
・ 農地法の特例
等の支援を受けることができます。

「農山漁村の6次産業化」

「農山漁村に存在する地域資源」とは

沖縄における農山漁村に存在する地域資源とは、

- さとうきび、マンゴー等の熱帯果樹、紅いも、肉用牛・豚、もずく等の農林水産物
- バガス、稲わら、食品残さ、林地残材等のバイオマス
- 太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギー等があります。



さとうきび



マンゴー



アグー豚



もずく



黒糖



琉球泡盛



太陽光



風力

「6次産業化プランナー」とは

6次産業化プランナーとは、

- 農林水産業及び農林水産加工の知識を有している
 - 商品開発、マーケティングの専門知識を有している
- 方々のことです。

事業計画の策定から認定後のフォローアップまでサポートしますので、ぜひ積極的にご活用下さい。

6次産業化に関する疑問や相談については、以下にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

農林水産部食品・環境課
Tel : 098-866-1673
Fax : 098-860-1179

・ 6次産業化法認定後の事業実施に係るフォローアップを行います。

・ 6次産業化プランナーは、6次産業化法認定に係る申請書の作成・手続きのサポート
・ 6次産業化法認定後の補助事業に係る申請書の作成・手続きサポート
・ 6次産業化法認定後の事業実施に係るフォローアップ

「6次産業化」に取り組む皆様へ、総合化事業計画等を作成し、6次産業化法に基づき認定を受けて、6次産業化に取り組む場合には、6次産業化プランナーの支援を受けることができます。

6次産業化法の対象者

総合化事業計画

- 農林漁業者（法人も含む）
- 農林漁業者の組織する団体（協同組合等）

研究開発・成果利用計画

- 民間企業（NPO法人も含む）
- 大学・試験研究機関
- 地方公共団体 他